

国民健康保険税の納付は忘れずに



国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるよう保険税は納期限内に納めましょう。

納税通知書は7月上旬に送付

納付書が同封されているかたは、納期限内に市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

国保税は口座振替で

年金天引きの場合を除き、口座振替による国民健康保険税の納付をお願いしています。納付書でお支払い予定のかたには、口座振替の申込書を同封します。ぜひこの機会に、安全・確実・便利な口座振替の登録をお願いします。

軽減判定所得の拡大

2割、5割軽減の範囲が拡大します。世帯の総所得金額などが一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。ただし、所得が未申告の世帯は対象外です。

加入者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円以下	60.5万円以下	83万円以下
2人		88万円以下	133万円以下
以下1人 増えるごとに		+27.5万円	+50万円

平成30年度 軽減判定所得

国民健康保険の減免制度

会社の倒産や解雇などで離職したかた、災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なかたは、申請により保険税や一部負担金の減免を受けられる場合があります。お早めにご相談ください。

滞納処分の強化

税負担の公平性から、滞納処分を強化しています(平成29年度の差押件数：1,594件)。納付が困難な場合はお早めにご相談ください。

高齢受給者証の送付

70~74歳のかたには8月から使用する高齢受給者証を7月中旬に送付します。

国民健康保険制度が変わりました

平成30年4月から都道府県と市区町村は、共同保険者として国保制度を運営しています。

【主な変更点】

- ・被保険者証などの様式(最初の一斉更新日から変更)
 - ・高額療養費の多数該当の算定方法など
- ※各種届出や受診方法、受付窓口などは変更ありません。詳細は市ホームページをご覧ください。

70歳以上のかたの自己負担限度額が変わります

高額療養費制度は、1カ月に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた金額を申請により払い戻す制度です。



平成30年7月診療分まで

区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円※1】
一般	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円※1】
低所得Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※2		15,000円

8月診療分から

区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数回140,100円※1】
	Ⅱ (課税所得 380万円以上) ※2	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円※1】
	Ⅰ (課税所得 145万円以上) ※2	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円※1】
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円※1】
低所得Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※2		15,000円

※1 過去12カ月以内に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降に適用。

※2 低所得Ⅰ・Ⅱのかたは、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱのかたは「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、支払いが自己負担限度額までとなります。

問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669(国保税)・☎048-259-7670(医療費) FAX048-254-2282

後期高齢者医療被保険者証の発送

新しい後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に簡易書留で送付します。届いたら、氏名、住所などの確認をお願いします。

※FAXでの問い合わせの際は、返信先の明記をお願いします。

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-258-0670

